

# 教育委員会定例会会議録

令和5年12月26日（火）

## 教育委員会定例会会議録

令和5年12月26日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

### 1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 中馬智子  
委 員 伊藤甲之介      委 員 大森美保子

### 2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 村上穰介
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	教職員担当課長 南雲 務
学校教育指導課長 力石裕司	教育センター所長 松永昭治
社会教育課長 伊勢田珠代	青少年課長 関山知子
図書館長 松岡俊子	小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子
鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子	松林公民館担当課長兼館長 西山昭一
南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央	体験学習センター担当課長兼所長 松下晃久
博物館担当課長兼館長 須藤 格	

### 3 会議の大意は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから12月定例会を開催いたします。

日程第1、教委議案第74号、茅ヶ崎公園体験学習センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

担当事務局説明をお願いいたします。

○体験学習センター所長 日程第1、教委議案第74号、茅ヶ崎公園体験学習センターの指定管理者の指定につきまして、体験学習センター所長よりご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

本案につきましては、令和5年11月16日に開催されました教育委員会定例会において、茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラスの指定管理者の選定に係る茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会からの答申を報告するとともに、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を株式会社タウンニュース社とすること、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日とすることについて、教育委員会から市長に対し、市議会への議案の提出を求めたところでございます。

先に開催されました令和5年第4回市議会定例会では、12月6日の市議会文化教育常任委員会及び同15日の本会議において、本指定管理者の指定に係る議案が審議され、議案書4ページの通り可決されました。

茅ヶ崎公園体験学習センター条例第5条の規定により、教育委員会は、体験学習センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として指定しなければならないとされていることから、市議会の議決を受け、本委員会でのご指定をいただくものでございます。

なお、茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則第4条の規定により、教育委員会は、指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告するものとしてされており、本委員会でご指定していただいた後は、株式会社タウンニュース社にその旨通知するとともに、議案書5ページの通り、一般に公表いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1、教委議案第74号茅ヶ崎公園体験学習センターの指定管理者の指定については、原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第2 教委報告第45号、令和5年度教育費の補正予算に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第2、教委報告第45号、令和5年度教育費の補正予算に関する専決処分についてにつきまして、初めに学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

歳出といたしまして、款10 教育費、項2 小学校費、目2 教育振興費、細目40 学校教育振興関係経費につきましては、小学校19校及び学校教育指導課に、令和6年度使用小学校教科書採択に基づき、当該教科用図書及び指導書等を購入するもので、消耗品費として7029万4000円、使用料及び賃借料として3581万6000円を計上するものでございます。

本経費は、今年8月の教育委員会臨時会において採択していただいた令和6年度小学校の教科用図書につきまして、児童分については無償給与されますが、教員分については指導書等とともに必要分を市として購入し、各学校に配備することとなるため、補正予算として専決処分したものでございます。

続いて、8ページの繰越明許費についてご説明いたします。

小学校費の学校教育振興関係経費につきましては、年度内に配備の完了が見込めないため、令和6年度への予算の繰り越しを要求するものでございます。

学校教育指導課からの説明は以上でございます。

○教育センター所長 続きまして教育センター所管分につきましてご説明させていただきます。

議案書同じく7ページをご覧ください。

款10 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、細目100 教育研究研修経費につきましては、教育センターに、令和6年度使用小学校教科書採択に基づき、当該教科用図書及び指導書等を購入、配備するもので、消耗品費として225万1000円、使用料及び賃借料として127万6000

円を計上するものでございます。本経費は、教育センターの指導主事及び教育指導員が使用する令和6年度小学校の教科用図書並びに指導書等の必要分を補正予算として、学校教育指導課と同様に、専決処分したものでございます。

続いて、8ページの繰越明許費についてご説明いたします。

項1教育総務費の教育研究研修管理経費につきましては、年度内に配備の完了が見込めないため、令和6年度への予算の繰り越しを要求するものでございます。

教育センターからの説明は以上でございます。

ご承認のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2、教委報告第45号、令和5年度教育費の補正予算に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に、日程第3教委報告第46号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第3、教委報告第46号、教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は9ページ及び10ページでございます。

10月1日付、市民課職員の学務課との併任に関する発令が1件ございます。

茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定によりご報告させていただきます。

ご承認のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第3、教委報告第46号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、承認することといたします。

次に日程第4、教委報告第47号、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、及び、日程第5、教委報告第48号、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、及び、日程第6、教委報告第49号、茅ヶ崎市職員給与条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、及び、日程第7、教委報告第50号、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、の以上4件は関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第4 教委報告第47号、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてから、日程第7、教委報告第50号、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてまで、教育総務課長より一括してご説明を申し上げます。初めに、日程第4 教委報告第47号茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてでございます。

議案書は11ページから33ページまでとなっております。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を市議会に提案するにあたり、13ページ、茅ヶ崎市議会提出議案の意見聴取についての通り、

教育委員会の意見を求められたことから、12 ページの通り同意する旨を回答することについて専決処分いたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書 14 ページをお開きください。

1 の提案理由について、本案は、国家公務員に準じて、職員の給与月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、提案されたものでございます。

3 の条例の概要といたしまして、(1) に関しましては、職員の期末手当について、12 月に支給する場合の支給割合を、1.25 月に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7 月分に、また、勤勉手当については、12 月に支給する場合の支給割合を 1.05 月分に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては 0.5 月分に、職員の給与月額については約 1%引き上げることとするものでございます。

(2) に関しましては、職員の期末手当について、6 月に支給する場合の支給割合を 1.225 月分に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6875 月分に引き上げ、12 月に支給する場合の支給割合を 1.225 月に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6875 月分に引き下げることとし、また、勤勉手当については、6 月に支給する場合の支給割合を 1.025 月分に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.4875 月分の引き上げ、12 月に支給する場合の支給割合を 1.025 月分に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.4875 月分に引き下げることとするものでございます。

(3) に関しましては、特定任期付職員の給与月額を約 1%、また、期末手当について、12 月に支給する場合の支給割合を 1.75 月分に引き上げることとするものでございます。

(4) に関しては、特定任期付職員の期末手当について、6 月に支給する場合の支給する支給割合を 1.7 月分に引き上げ、12 月に支給する場合の支給割合を 1.7 月分に引き下げることとするものでございます。

なお、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとしております。

条例の内容は以上でございます。

なお、16 ページ以降は、改正の案文、新旧対照表及び参照条文となっております。

続きまして、日程第 5、教委報告第 48 号茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてでございます。

議案書は 34 ページから 41 ページまでとなっております。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、市議会に提案するにあたり、36 ページ、市議会提出議案の意見聴取についての通り、教育委員会の意見を求められたことから、35 ページの通り同意する旨を回答することについて専決処分いたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書 37 ページをお開きください。

1 の提案理由についてです。

本案は、物価及び民間賃金の動向等、他市の議員報酬の月額及び特別職の職員の給料月額の水準、並びに一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、議員報酬の月額及び特別職の職員の給料月額並びに期末手当の支給割合を改定するため提案されたものでございます。

3 の条例の概要といたしまして、(1)、(2) につきましては、茅ヶ崎市議会議員に関するものでございますので割愛させていただきます。

(3) に関しましては、特別職の職員の期末手当について、12 月に支給する場合の支給割合を、教育長にあっては、1.825 月分に引き上げることとするものでございます。

(4) につきましては、特別職の職員の給料月額について、教育長にあっては、71 万 3000 円に引き上げ、また、特別職の職員の期末手当について、6 月に支給する場合の支給割合を、教育長にあっては、1.8 月分に引き上げ、12 月に支給する場合の支給割合を教育長にあっては、1.8 月分に引き下げることにするものでございます。

なお、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

条例の概要は以上でございます。



なお、38 ページ以降は改正の案文、新旧対照表及び参照条文となっております。

続きまして、日程第 6、教委報告第 49 号茅ヶ崎市職員給条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてでございます。

議案書は 42 ページから 66 ページまでとなっております。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から、茅ヶ崎市職員給与条例等の一部を改正する条例を市議会に提案するにあたり、44 ページ、市議会提出議案の意見聴取についての通り、教育委員会の意見を求められたことから、43 ページの通り同意する旨を回答することについて専決処分いたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定に基づき報告し承認を求めるものでございます。

議案書 45 ページをお開きください。

1 の提案の理由について、本案は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する等のため、提案されたものでございます。

3 の条例の概要といたしまして、(1) に関しましては、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する常時勤務的会計年度任用職員であって、任期の定めが 6 月以上のものに対し、勤勉手当を支給することとし、また、規定を整備することとするものでございます。

(2) に関しましては、条例の題名を茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例に改めることとし、6 月 1 日前、1 ヶ月以内、及び 12 月 1 日前、1 ヶ月以内に退職し、または死亡した短時間勤務会計年度任用職員のうち、規則で定めるものには、期末手当を支給しないこと等とし、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職し、任期の定めが 6 月以上であること等の要件を満たす短時間勤務の会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給すること等とし、所要の規定を整備することとするものでございます。

(3) に関しましては、茅ヶ崎市立病院事業職員に関するこのため割愛いたします。

(4) 、(5) に関しましては、茅ヶ崎職員の育児休業等に関する条例、茅ヶ崎職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例について、所要の規定を整備することとするものでございます。

なお、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

条例の概要は以上でございます。

なお、46 ページ以降は、改正の案文、新旧対照表及び参照条文となっております。

続きまして、日程第7、教委報告第50号茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてでございます。

議案書は67ページから74ページまでとなっております。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を市議会に提案するにあたり、69ページ、市議会提出議案の意見聴取についての通り、教育委員会の意見を求められたことから、68ページの通り同意する旨を回答することについて、専決処分いたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書70ページをお開きください。

1の提案の理由について、本案は、短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当から、地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人に対する貯金の額に相当する金額を控除できるようにすることにより、当該貯金に係る事務を合理化する等のため、提案されたものでございます。

3の条例の概要といたしまして、(1)に関しましては、報酬及び期末手当は、会計年度任用職員の申し出により、口座振替の方法により支払うことができること等とし、また、規定を整備することとするものでございます。

(2)に関しましては、会計年度任用職員に支給する報酬、期末手当及び勤勉手当から、地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人に対する貯金の額に相当する金額を控除することができることとするものでございます。

なお、この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしております。条例の概要は以上でございます。

71ページ以降は、改正の案文、新旧対照表及び参照条文となっております。

以上4件ご承認のほどよろしくお願いたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4、教委報告第47号茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、及び、日程第5、教委報告第48号、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、及び、日程第6、教委報告第49号、茅ヶ崎市職員給与条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、及び、日程第7、教委報告第50号茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、の報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に、日程第8教委報告第51号、令和5年度全国学力学習状況調査結果及び分析についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第8、教委報告第51号、令和5年度全国学力学習状況調査結果及び分析についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

資料1の2ページ、はじめにをご覧ください。

本結果及び分析は、調査結果から、各学校が児童生徒の学習及び生活の実態を把握し、教育課程や学習指導の充実改善、児童生徒の主体的に学習に取り組む態度の育成につなげていくことができるよう、毎年各小中学校に指標として提示しているものでございます。

3ページをご覧ください。

全国学力学習状況調査は、例年悉皆調査として行われ、令和5年度につきましても、全小・中学校で調査を実施いたしました。

実施日は令和5年4月18日火曜日で、調査対象は小学校6年生、中学校3年生で、合わせて、学校を対象とした質問紙調査も行っております。

児童生徒対象の調査内容は、教科に関する調査、及び学習意欲や学習方法、生活等に関する質問紙調査でございます。

教科に関する調査につきましては、本年度は国語、算数数学、英語の3教科の調査を行いました。

4ページをご覧ください。

各学校における今後の適切な学習指導や授業改善に生かすための参考資料として、本市全体の教科別平均正答率を掲載しております。

5ページから23ページには、教科に関する調査結果の分析を示し、その中で、全国との差が大きかったもの等を、特に課題が見られた問題として取り上げ、学習指導にあたっての留意点を示しました。

24ページから33ページには、児童生徒質問紙、学校質問紙調査の結果について、大きく5項目に分けて、学習状況の結果等とのクロス集計を行い分析しております。

そして34ページから37ページには、本調査結果を踏まえた家庭、学校、教育委員会、それぞれの今後の取り組みについてポイントを示しております。

教育委員会といたしましては、教員のたゆまない授業改善のもと、学校で過ごす時間の大半を占める授業時間における児童生徒の意欲を高められるよう、今回の調査結果を生かした、各学校の教育活動への取り組みを支援して参ります。

なお、本調査結果につきましては、今後、市のホームページや小中学校を通じて公表していく予定です。

説明は以上でございます。

ご承認のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員

意見を2つ述べます。

1つ目は資料の8ページに関してです。国語の無回答率が高いということで、そこに私は大変な危機感を抱いております。

全く書けないということは、おそらく根本原因というのは、家庭内会話の激減であると思いますが、とにかくまず先生方に、これはいかんと、何とかして学校で力をつけさせてやらなければ、というふうに思ってもらうことが大事だと思います。

そこでですね、会議とか打ち合わせが先生方の負担になってるということなんですけども、これに関しては、この冊子を用いて、職員会議の中で10分でもいいので共有していただいて、先生に事実を学んでいただきたいなと思います。

そして、学校教育指導課がお忙しいのは十分わかっておりますけど、もしできれば、各学校に出向いていただいて、指導主事から説明していただく、そういう研修会、勉強会をしていただけたらなと願っております。以上が1点目です。

2点目は、資料の、30ページになります。

授業中の私語が少なく落ち着いていると思いますか、と生徒に聞いてるわけですが、何と茅ヶ崎の中学校100%なんですね。100%、ほぼ奇跡的な数字だと私は思います。

ですから中学校の先生方に、こんなすばらしい学習環境を作ってくださいありがとうございますと感謝したい思いでいっぱいです。ぜひ、中学校の先生方に伝えてください。

以上です。

○中馬委員 お願いします。

資料の36ページになります。

4番の規範意識に関する部分の中の、中ほどのところなんですけれども、いじめに関するお話が書かれているんですが、多分先生方重々ご承知でそのようにされてると思うんですけども、改めてのお願いです。

この文章の中に、学校は、良かれと思ってしたことであっても、相手が心身の苦痛を感じれ

ば、法律上のいじめに該当する、ということについて、児童生徒に理解を深める必要がありますと説明があります。

この内容を説明するときに、小学生、中学生に対しての説明の仕方を変えていच्छゃるとは思うんですけども、法律上のいじめ、というところに重点を置かないでいただきたいと感じています。

というのは、法律で禁止されてるからではなく、何ていうんでしょうね、常識って言うていいんでしょうか、一般的によくない、ということをまず伝えていただいて、法律に関わるということが示されているので事実であるんですけども、年代によって、ちょっとお話をする仕方を変えていって、ぜひ浸透していつていただきたいと考えておりますので、大変難しい指導の仕方だと思うんですけど、そこはちょっと気になったところですので、お願いしたいと思ひます。

以上です。

○大森委員 中馬委員のご意見を伺って、私も感ずることが一つあります。

学校訪問等をさせていただいて、校長先生等々から、今お困りのことは何かございますか、というお話の中で、困っているというよりも早く解決に導くことができた、というお話を伺ひました。

それはですね、いじめに発展するかしないかについて、担任の先生、或いは他の先生たちがいち早くキャッチして、その生徒さんたちとお話の場をもって、時には、加害者っていう言葉がいいかわかりませんが、加害者、或いは被害者を同じ場所で、校長先生のお話もゆっくり聞いて、実はこれだつてね、じゃあ次はどうしようかっていうお話を本当に丁寧にされて、またそこから保護者の方との面談に結びつけていらした、という事実を伺って、やはり先生方と校長先生、教頭先生をはじめ学校全体の報連相が大事で、それは、子どもたちが間違つた道へ行かない手だてでもあるということを実感して参りましたので、その辺の報連相についても少しお話していただいて、やっつけてくださつてるとは思いますが、より大事なことだと感じております。以上です。

○教育長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

他にご意見等がなければ、日程第 8、教委報告第 51 号、令和 5 年度全国学力学習状況調査結果及び分析についての報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題は、予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、非公開といたします。

それでは、傍聴の方、ここでご退席をお願いいたします。

ではここで、事務局より先に事務連絡を行います。

[事 務 連 絡]

午後 3 時 34 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和5年12月26日

教育長

委員

委員

委員

委員